

令和 9 年度 税制改正要望事項（新設・拡充・延長）

（内閣府科学技術・イノベーション推進事務局）

項 目 名		特許権等の譲渡等による所得の課税の特例（イノベーション拠点税制）の所要の見直し	
税 目		法人税 租税特別措置法第 59 条の 3 租税特別措置法施行令第 35 条の 3 租税特別措置法施行規則第 21 条の 17 の 2	
要 望 の 内 容		経過措置期間後における、令和 7 年 4 月 1 日より前に研究開発が完了している場合の自己創出比率の計算について、所要の見直しを講ずる。	
		平年度の減収見込額 (制度自体の減収額) (改正増減収額)	－ 百万円 (－ 百万円) (－ 百万円)
新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由	(1) 政策目的 イノベーションの国際競争が激化する中、我が国の研究開発拠点としての立地競争力を強化し、民間企業による無形資産投資を後押しする。 (2) 施策の必要性 本制度の対象となる知財は、令和 6 年 4 月 1 日以後に取得又は製作したものとされている。また、経過措置期間終了後（令和 9 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度）の自己創出比率の計算に当たっては、令和 7 年 4 月 1 日以後の事業年度において発生した対象知財に直接関連する研究開発費を用いることとされている。そのため、同期間終了後、令和 6 年度に取得又は製作された知財については、自己創出比率がゼロとなり、結果、同税制による所得控除は発生しない。 そのため、経過措置期間中に令和 6 年度に取得又は製作された知財について税制を適用した場合、同期間終了後に当該知財について所得控除が発生しなくなることから、所要の見直しを講ずる必要がある。		

今回の要望（租税特別措置）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	3. イノベーション政策の推進並びに産業標準の整備及び普及 ○日本成長戦略（令和8年7月21日閣議決定） 国内の無形資産投資を促す制度について、その執行状況や効果を検証し、執行可能性、財源確保等の状況を踏まえて見直しを検討するとともに、利便性向上を図る。 ○統合イノベーション戦略2026（令和8年7月14日閣議決定） 無形資産投資を促す仕組みについて、制度の執行状況や効果を検証し、執行可能性、財源確保等の状況を踏まえ、見直しを検討するとともに、利便性向上を検討する。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2025年改訂版（令和7年6月13日閣議決定） ②イノベーションボックス税制による無形資産投資の促進 国内で自ら研究開発した特許権等から生じる譲渡等所得の30%を所得控除するイノベーションボックス税制の対象範囲について、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討するとともに、日本企業の実態に即した利便性向上について検討を行う。 ○新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2024年改訂版（令和6年6月21日閣議決定） ②イノベーションボックス税制による無形資産投資の促進 我が国の研究開発拠点としての立地競争力強化のため、国内で自ら研究開発した知的財産権（特許権、AIプログラムの著作権）から生じる譲渡所得、ライセンス所得について、30%の所得控除を行うイノベーションボックス税制を創設した。本税制を通じて、民間による無形資産投資を後押しするとともに、本税制の対象範囲については、制度の執行状況や効果を十分に検証した上で、国際ルールとの整合性、官民の事務負担の検証、立証責任の所在等諸外国との違いや体制面を含めた税務当局の執行可能性等の観点から、財源確保の状況も踏まえ、状況に応じ、見直しを検討する。
		政策の達成目標	研究開発のアウトプットへのインセンティブを高め、民間企業による無形資産投資を増加させる。
		租税特別措置の適用又は延長期間	令和7年4月1日～令和14年3月31日（7年間）
		同上の期間中の達成目標	政策の達成目標と同じ
		政策目標の達成状況	制度施行から間もない段階であることや、最新の租税特別措置の実績が令和6年度時点であるため、測定期間のデータが得られていないことから、政策目標の達成状況を分析することは困難である。今後、データが得られた段階で、政策目標の達成状況の評価を行う。

	有効性	要望の措置の適用見込み	最新の租税特別措置の実績が令和 6 年度時点であり、本制度開始前であるため、要望の措置の適用見込みを推計することは困難である。今後、データが得られた段階で、適用見込みについて推計を行う。
		要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	要望の措置を講じることによって、経過措置期間中に本税制の適用を受けていた事業者が、経過措置期間後も所得控除を受けることが可能になる。
	相当性	当該要望項目以外の税制上の措置	—
		予算上の措置等の要求内容及び金額	—
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	—
		要望の措置の妥当性	経過措置期間中に本税制の適用を受けていた事業者が、同一の内容で経過措置期間後に所得控除を受けられなくなることを防ぐための措置であるため、要望の措置を講ずることは妥当である。
	これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項	租税特別措置の適用実績	最新の租税特別措置の実績が令和 6 年度時点であり、本制度開始前であることから、初年度（令和 7 年度）の適用額は把握不可。
		租特透明化法に基づく適用実態調査結果	—
		租税特別措置の適用による効果(手段としての有効性)	制度施行から間もない段階であることや、最新の租税特別措置の実績が令和 6 年度時点であり、本制度開始前であることから、効果を分析することは困難である。
		前回要望時の達成目標	民間企業による知的財産によるアウトプットへのインセンティブを高め、研究開発成果の事業化・社会実装を促進する。

	前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	制度施行から間もない段階であることや、最新の租税特別措置の実績が令和6年度時点であり、本制度開始前であることから、達成度を分析することは困難である。
これまでの要望経緯		令和6年度 イノベーション拠点税制を創設